【参考資料】

この運営規程の例は、あくまでイメージであり、各項目の記載の方法・内容については、事業所の実情に応じて作成してください。（特定福祉用具販売と特定介護予防福祉用具販売と共用で使用可）

|  |  |
| --- | --- |
| 運　営　規　程　の　例 | 作成にあたっての留意事項等 |
| △△△指定特定福祉用具販売  〔指定特定介護予防福祉用具販売〕事業運営規程  （事業の目的）  第１条　＊＊＊（以下「事業者」という。）が設置する△△△（以下「事業所」という。）において実施する指定特定福祉用具販売〔指定特定介護予防福祉用具販売〕事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定特定福祉用具販売〔指定特定介護予防福祉用具販売〕の提供を確保することを目的とする。  （運営の方針）  第２条　指定特定福祉用具販売においては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況・希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助・取り付け・調整等を行い、福祉用具を販売することにより利用者の日常生活の便宜を図り、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものとする。  　　指定特定介護予防福祉用具販売においては、要支援状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況・希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具を販売することにより利用者の日常生活の便宜を図り利用者を介護する者の負担の軽減を図るものとする。  ２　事業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。  ３　事業者は、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。  ４　事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。  ５　指定特定福祉用具販売〔指定特定介護予防福祉用具販売〕の提供にあたっては、介護保険法第１１８条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。  ６　前５項のほか、「大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成２４年大阪府条例第１１５号）及び「大阪府指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」（平成２４年大阪府条例第１１６号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。  （事業所の名称等）  第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。  （１）名　称　　△△△  （２）所在地　　松原市○○一丁目○番○号○○ビル○階  （従業者の職種、員数及び職務の内容）  第４条　事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。  （１）管理者　　１名（常勤）  管理者は、事業所の従業者の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、事業の実施に関する法令等の規定を従業者に遵守させるため必要な指揮命令を行う。  （２）専門相談員　　○名（常勤○名）  専門相談員は、利用者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、あるいは介護者等の負担を軽減するよう、適切な特定福祉用具〔特定介護予防福祉用具〕の選定を行うとともに、その相談に応じる。また、特定福祉用具販売計画〔特定介護予防福祉用具販売計画〕（指定福祉用具貸与〔指定介護予防福祉用具貸与〕の利用があるときは、福祉用具貸与計画〔指定介護予防福祉用貸与計画〕と一体のものとして作成する）の作成・変更等を行う。  （３）事務職員　○名  必要な事務を行う  （営業日及び営業時間）  第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。  （１）営業日　○曜日から○曜日までとする。  ただし、祝日、○月○日から○月○日までを除く。  （２）営業時間　午前○時から午後○時までとする。  （指定特定福祉用具販売〔指定特定介護予防福祉用具販売〕の提供方法及び取扱種目）  第６条　指定特定福祉用具販売〔指定特定介護予防福祉用具販売〕の提供方法は次のとおりとする。  （１）指定特定福祉用具販売〔指定特定介護予防福祉用具販売〕の提供にあたっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて選定し、使用できるよう専門的知識に基づき、使用方法の指導、留意事項、販売費用等に関する情報を提供する。  （２）指定特定福祉用具販売〔指定特定介護予防福祉用具販売〕の提供にあたっては、機能、使用方法、安全性、衛生状態等の点検を行う。  ２　事業所で取り扱う特定福祉用具〔特定介護予防福祉用具〕の種目は次のとおりである。  （１）腰掛便座  （２）自動排泄処理装置の交換可能部品  （３）入浴補助用具  （４）簡易浴槽  （５）移動用リフトのつり具の部分  （利用料等）  第７条　指定特定福祉用具販売〔指定特定介護予防福祉用具販売〕を提供した場合の利用料の額は、別添料金表によるものとする。  ２　次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。  （１）事業所から片道○○キロメートル未満　　○○○円  （２）事業所から片道○○キロメートル以上　　○○○円  ３　特定福祉用具（特定介護予防福祉用具）の搬入に特別な措置が必要な場合に要する費用については、実費とする。  ４　前３項の利用料等の支払を受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分したもの）について記載した領収書を交付する。  ５　指定特定福祉用具販売〔指定特定介護予防福祉用具販売〕の提供に際しては、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いについて文書による同意を得るものとする。  （通常の事業の実施地域）  第８条　通常の事業の実施地域は、松原市、○○市○○区、○○市の区域とする。  （衛生管理等）  第９条　事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。  ２　事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。  （１）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。  （２）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。  （３）事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。  （事故発生時の対応）  第１０条　事業者は、利用者に対する指定特定福祉用具販売〔指定特定介護予防福祉用具販売〕の提供により事故が発生した場合には、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。  ２　事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して取った処置について記録をするものとする。  ３　事業者は、利用者に対する指定特定福祉用具販売〔指定特定介護予防福祉用具販売〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。  （苦情処理）  第１１条　事業者は、指定特定福祉用具販売〔指定特定介護予防福祉用具販売〕に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。  ２　事業者は、提供した指定特定福祉用具販売〔指定特定介護予防福祉用具販売〕に関し、介護保険法第２３条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。  ３　事業者は、提供した指定特定福祉用具販売〔指定特定介護予防福祉用具販売〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。  （個人情報の保護）  第１２条　事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。  ２　事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業者による介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又はその家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。  （虐待防止に関する事項）  第１３条　事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じるものとする。  （１）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る  （２）虐待防止のための指針の整備  （３）虐待を防止するための定期的な研修の実施  （４）前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置  ２　事業者は、サービス提供中に、当該事業所の従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。  （業務継続計画の策定等）  第１４条　事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定特定福祉用具販売〔指定特定介護予防福祉用具販売〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。  ２　事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。  ３　事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。  （地域との連携等）  第１５条　事業者は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービスの提供を行うよう努めるものとする。  （その他運営に関する留意事項）  第１６条　事業者は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。  （１）採用時研修　採用後○ヵ月以内  （２）継続研修　　年○回  ２　従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。  ３　事業者は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。  ４　事業者は、適切な指定特定福祉用具販売〔指定特定介護予防福祉用具販売〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより福祉用具専門相談員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。  ５　事業者は、指定特定福祉用具販売〔指定特定介護予防福祉用具販売〕に関する諸記録を整備し、そのサービスを提供した日から５年間は保存するものとする。  ６　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。  附　則  この規程は、平成○年○月○日から施行する。  この規程は、令和○年○月○日から施行する。   |  | | --- | | （別添）料金表〔目録〕 | | ・「△△△」は、事業所の名称を記載してください。  ・「＊＊＊」は、開設者名（法人名）を記載してください。  ・平成２４年大阪府条例第１１５号、第１１６号等を参照の上、事業運営の基本方針を記載してください。  ・第２条第４項については令和６年３月３１日までの間は努力義務とする経過措置が設けられています。  ・所在地は、丁目、番、号、建物名を正確に記載してください。  ・兼務の場合は（○○と兼務）と記載してください。  ＜例＞（専門相談員と兼務）  ・○名以上の表記も可。  ・兼務の場合は（○○と兼務）と記載してください。  ＜例＞（管理者と兼務）  ・事務職員は、配置する場合のみ記載してください。  ・営業日・営業時間は、利用者からの相談や利用受付等が可能な時間を記載してください。  ・事業所で取扱う種目すべてについて、料金表（商品カタログの場合、下記の項目が記載されており、取扱っていない品名が明瞭に示されたもの）を作成してください。  【料金表〔目録〕に記載しなければならない項目】  　①品名（商品名、メーカー名）  　②販売費用の額  【料金表〔目録〕に記載することが望ましい項目】  　③福祉用具の種目  ④品番（製品型番、ＴＡＩＳコード等）  ・交通費を徴収しない場合「次条に定める通常の～交通費は、徴収しない。」と記載してください。  ・用具の搬入に際し、通常の実施地域に係る交通費は、介護報酬に含まれます。  ・原則として、市区町村単位で設定してください。  ・第９条第２項各号については、令和６年３月３１日までの間は努力義務とする経過措置が設けられています。  ・事業者が定めた事故発生時の対応方法について記載してください。  ・第１３条第１項各号については、令和６年３月３１日までの間は努力義務とする経過措置が設けられています。  ・第１４条各項については、令和６年３月３１日までの間は努力義務とする経過措置が設けられています。  ・第１５条については、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定特定福祉用具販売〔指定特定介護予防福祉用具販売〕を提供する場合は記載してください。  ・運営規程の最後に事業所で作成した料金表または目録を添付してください。 |